

久留米工業高等専門学校図書館一般利用要項

(平成13年4月1日制定)

1 趣旨

この要項は、久留米工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育及び研究に支障のない範囲内で、本校図書館（以下「図書館」という。）を本校図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第5条第3項に規定する者（以下「利用者」という。）の利用に供するため、その利用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 利用の範囲

(1) 利用者は、図書館備付けの図書館資料を、本校学生・教職員の利用に支障のない範囲で利用することができる。

(2) 利用者は、前号に規定する図書館資料を所定の場所で閲覧し又は貸出を受けることができる。

3 利用期間及び時間

利用者は、利用規則第4条に規定する図書館の開館期間及び時間内に利用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は除くものとする。

- (1) 試験期間及びその前1週間
- (2) その他図書館長が指定した日

4 利用手続

(1) 利用者は、図書館を利用しようとするときは、図書館係員に申し出、受付簿に記名しなければならない。

(2) 利用者は、図書館資料の貸出を受けるときは、「図書館利用願」（別紙第1号様式）を提出するとともに、身分を証明する証書を提示のうえ、当該年度内を有効期間とする「利用者カード」（別紙第2号様式）の交付を受けなければならない。貸出の際は、「利用者カード」及び図書資料を提示しなければならない。

5 遵守事項

利用者は、係員の指示する事項を遵守しなければならない。

6 弁償義務

利用者は、図書館資料を汚損若しくは破損したとき、又は施設設備若しくは物品等に損害を与えたときは、弁償しなければならない。

7 利用中止等

この要項に違反した利用者は、直ちに利用を中止し、退館しなければならない。

8 規則の準用

この要項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、利用規則を準用する。

附 則

1 この要項は、平成13年 4月 1日から施行する。

2 久留米工業高等専門学校図書館一般市民等利用要項（平成8年4月1日制定）は、この要項施行の日から廃止する。

附 則

この要項は、平成19年 4月 1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年11月 1日から実施する。

附 則

この要項は、平成24年 3月14日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年 9月 1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年9月12日から実施し、平成30年10月1日から適用する。

別紙第2号様式

(表)

利用者カード

利用者カード	
久留米高専図書館	
// //	
XXXXXXXX	
有効期限日 XXXX/XX/XX	
所 属 :	一 般
氏 名 :	

(裏)

<p>◆図書館資料の貸出を希望するときは、このカードをお持ちください。</p> <p>◆貸出図書数及び期間は次のとおりです。 一 般利用者 3冊以内、 14日以内</p> <p>◆返却日は、必ず守ってください。</p> <p>◆開架図書は自由に閲覧できますが、閲覧後は必ずもとの場所に戻してください</p> <p>◆館内での雑談、飲食等、他の利用者に迷惑になる行為はしないでください。</p> <p>◆このカードは本人に限り有効です。他人に貸与、譲渡はしないでください。なお、紛失した時は図書館までお知らせください。</p>
